

■ シルバー人材センター派遣の利用を
検討されている 法人様へ。



働くシニア応援プロジェクト

埼玉県

この事業は埼玉県の
補助を活用しています。

派遣初期費用の 全額または半額を、 いきいき埼玉が 負担します。

シルバー・ワークトライアル

助成対象

次の①～④の全てに該当すること。

① トライアル派遣以前にシルバー
派遣を利用したことがない法人。

但し、業務内容が異なる場合は可。

② 一法人(事業所)につき2人までとし、
最大で5事業所10人まで。

③ トライアル雇用期間は、最大1ヶ月間。

④ 期間の総労働時間は、一人につき80
時間以内。

※ 本制度を利用される場合は、一定の要件が必要です。
詳細は、申込み及び誓約書の留意事項を御覧下さい。

公益財団法人 いきいき埼玉 (埼玉県シルバー人材センター連合)

〒362-0812 埼玉県伊奈町内宿台6-26

TEL 048-728-7841



シルバー・ワークトライアル利用のフローチャート

申込書(誓約書)提出

・利用法人様には①労働者派遣希望申込書と「トライアル申込書」(「留意事項誓約書」と対になったもの)を提出頂きます。

トライアル契約・就業

・派遣契約は通常通りの方式で締結。

トライアル利用料支払

・トライアル就業後、料金のお支払いをお願い致します。

継続就業・終了

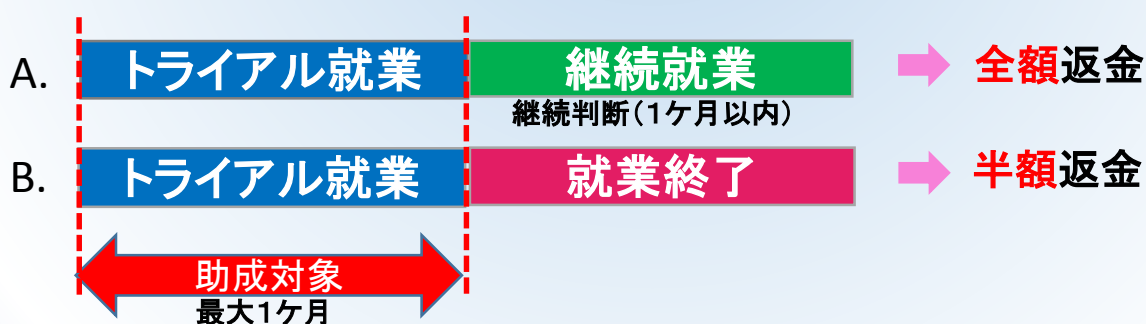
・①のトライアル期間のみで終了する場合は、利用料金の半額。継続して利用する場合は、全額が返金の対象となります。詳しくは、助成金の返金パターンを御覧下さい。

実績確認後、返金

・利用法人様分の「いきいき埼玉宛請求書」をシルバー連合事務局で作成して送付致します。ご捺印・振込先口座記入の上、ご返送下さい。

・返金手続きに入ります。

助成金の返金パターン



助成額

◆全額を助成する場合

トライアル派遣終了後、1ヶ月以内に引き続き就業が行われ、トライアル期間以上の実績があった場合。(賃金の全額に事務手数料、消費税等を加えた額を助成)

◆半額を助成する場合

トライアル期間のみで終了した場合。
(賃金の半額に事務手数料、消費税等を加えた額を助成)